

越谷市 図柄入り ナンバープレートをつけて 越谷の魅力を発信しましょう

10月1日から、越谷特別市民「ガーヤちゃん」をあしらった図柄入りナンバープレートの交付が始まりました。
図柄入りナンバープレートをつけて走り、越谷の魅力を広げましょう。



越谷市図柄入りナンバープレートのデザイン

対象

図柄入りナンバーに交換できるのは、自動車(自家用・事業用)と軽自動車(自家用)です。事業用の軽自動車やバイクは対象外です。
なお、新車や中古車購入時だけでなく、現在お乗りの自動車も交換できます。

申込み

関東陸運振興センター(ナンバーセンター)窓口やインターネットでの申し込み、またはお近くのディーラー、整備工場へご相談ください。

インターネットの場合は、市ホームページまたは、「図柄ナンバー申込サービス」のページ(<http://www.graphic-number.jp>)をご参照ください。

なお、交換の手続きについては、ナンバーセンター等で行うことになります。ナンバーセンターは春日部自動車検査登録事務所、軽自動車検査協会春日部支所敷地内にあります。

手数料等

中板(小型・中型車、軽自動車) 7,400円
大板(主に大型自動車) 1万1,000円

上記手数料に加え1,000円以上の寄付をすると、フルカラー版のナンバープレートを選択できます。寄付金なしの場合は、モノトーン版のナンバープレートが交付されます。寄付金は観光振興等に活用される予定です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

*図柄入りナンバーはペイント式のみで、字光式(光るナンバー)は作られていません
*自動車の区分を明確にするため、事業用自動車には「緑色」、軽自動車には「黄色」の縁取りを施します

問 政策課 ☎ 963-9112



平成30年北海道胆振東部地震災害義援金を受け付けています

市では、平成30年北海道胆振東部地震災害で被災された方の生活再建の一助とするため、日本赤十字社の義援金の受け付けを行っています。寄せられた義援金は、日本赤十字社を通じ被災者からの申請に基づき送金され、全額が被災された方へ分配されます。

〔受付場所〕 市役所本庁舎 総合受付、福祉推進課、各区センター、北部・南部出張所、中央・北部市民会館、市民活動支援センター「ななサボしがや」、各老人福祉センター、障害者福祉センターこぼと館、障害者就労訓練施設しらかばと

〔受付期間〕 31年3月31日(日)まで

☎ 963-92284

接骨院・整骨院で施術を受ける方へ

接骨院・整骨院では、健康保険を使うことができる範囲が限られていることをご存じですか。ご確認のうえ、施術をお受けください。

健康保険が使える場合(外傷性が明らかなもの)	健康保険が使えない場合(慢性的なものなど) *全額自己負担となります
<ul style="list-style-type: none"> ●骨折・脱臼(応急手当以外は医師の同意が必要) ●打撲および捻挫 ●挫傷(肉離れ等) ●骨・筋肉・関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき(日常生活やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首をひねったりして急に痛みが出たとき) 	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活の中の(疲労性・慢性的な要因から来る)疲れや肩こり ●スポーツなどによる肉体的疲労 ●脳疾患後遺症などの慢性病 ●神経痛・リウマチ・慢性関節炎など ●保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷等の治療中のもの ●労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷

負傷の原因を正しく伝えましょう

外傷性の負傷でない場合や、労災保険が適用となる仕事や通勤途上での負傷は、健康保険の対象となりません。また、交通事故など、第三者の行為による傷病の施術を受ける際に健康保険を使う場合は、各健康保険の窓口へ届け出てください。

療養費支給申請書への記入が必要です

療養費支給申請書は、健康保険への療養費(自己負担分を除いた施術費)の申請を接骨院・整骨院に委任する書類です。施術を受けたときには、申請書の受取代理人欄(住所、氏名、委任年月日)に、原則施術を受けられる方の自筆による記入が必要となります。

領収証をもらいましょう

領収証は必ず受け取り、医療費通知で金額・日数をご確認ください。また、医療費控除を受ける際に必要になりますので、大切に保管しましょう。

施術が長期に渡る場合、医師の診察を受けましょう

内科的要素も考えられますので、医師の診察も受けましょう。

適正な保険給付に向けて

保険税を財源とする療養費を適正に給付するため、施術内容等を文書で確認させていただく場合があります。ご協力をお願いします。

問 国民健康保険課 ☎ 963-9154



スポーツボランティア募集



▶元巨匠ランナーのボランティア

市や教育委員会が主催・後援するスポーツ・レクリエーションイベントの運営補助(会場設営、後片付け、参加者受け付け、交通整理など)にご協力いただける方を募集します。事前に登録し、各種イベントの主催者からの依頼により活動していただきます。

〔対象〕 市内在住・在勤・在学または市内のスポーツ・レクリエーション団体に加入している15歳以上の方
*いずれも、中学生を除きます

〔申込み〕 登録申請書を直接またはファクスで左記へ(申請書は市ホームページから印刷できます)。市ホームページから電子申請でも申し込みできます

問 スポーツ振興課(第二庁舎4階) ☎ 963-92284、☎ 965-5954

11月の市民課休日窓口は11月4日(日)です